

法令

最近内務省に於ける路政關係行政處分例

◎軌道法に依る申請に對する處分

東京都

東京都 電氣工事方法變更認可申請の件

東京都申請に係る標記の件は門前仲町佐賀町間に於て使用中の硬鋼電車線は時局下入手極めて困難なるを以て極軟鋼にて代用せんとするものにして右は十月三十日附監第二二一七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京都

東京都 電氣信號機新設認可特別設計許可申請の件

東京都申請に係る標記の件は永代橋分岐線は運轉系統變更に伴ひ之が使用をなすに當り電車専用信號機を新設し車輛運轉の萬全を期せんとするものにして右は十月三十日附監第二二〇三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京都

玉川電氣 軌道敷設工事施行認可申請期限伸長の件

玉川電氣鐵道申請に係る標記の件は昭和四年元玉川電氣鐵道株式會社砧村狹江村間軌道敷設特許に附したる工事施行認可申請期限は昭和二十一年十二月三十一日迄伸長せんとするものにして右は十一月十九日附業監七五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都府

京都市 軌道工事方法一部變更認可申請の件

京都市申請に係る標記の件は在來敷設の四十六疋溝型軌條は磨滅腐蝕甚しく運轉上危險に付之を五十疋P S型軌條と交換し尙道床は在來の混凝土を取毀し砂利とし鋪裝は板石をモルタル張にせんとするものにして右は十月三十日附監第二二〇一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

神奈川縣

東京急行電鐵 停留場保安設備設計變更の件

東京急行電鐵申請に係る標記の件は停留場保安設備の内發條轉轍器を重車輛の運轉保安上電氣鎖錠器附第二號轉轍器に設計變更せんとするものにして右は十月三十日附監第二二一八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫 縣

神戸市 軌道工事方法一部變更認可申請の件

神戸市申請に係る標記の件は市内神戸區加納町三丁目交叉點に於ける信號裝置を一部變更せんとするものにして右は十月三十日附監第二二〇二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

新潟 縣

新潟電鐵外一社 會社合併認可申請の件

新潟電鐵外一社申請に係る標記の件は經營の合理化及計畫輸送體制を整備する爲新潟電鐵と新潟合同自動車と合併し新に新潟交通株式會社を設立せんとするものにして右は十二月八日附鐵第一二九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

栃木 縣

日光自動車電車 橋梁設計變更の件

日光自動車電車申請に係る標記の件は日光驛前起點一將七八六米七三日光橋梁外二橋に對し一部補強の爲め設計變更せんとするものにして右は十二月六日附監鐵第一六一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

臣より認可ありたり。

愛知 縣

名古屋市 澤上變電所及關係饋電線路新設工事施行の件

名古屋市申請に係る標記の件は變電所新設工事は時局に鑑み一部變更し資材の節約及本變電所の竣功を早からしめ當市主要路線の運輸の圓滑を計らんとせんものにして右は十一月十九日附監鐵第六三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

滋賀 縣

京阪電氣 工事方法變更認可申請の件

京阪電氣鐵道申請に係る標記の件は東海道跨線橋上り線用橋桁改造は目下施行中なるも資材勞力不足の爲相當時日を要し複線工事に支障を來すに付き既に組立を終りたる下り線加換用橋桁を之に流用使用する事として兩線橋桁を振替加設致度尙之に伴ふ建造物の工事方法を變更せんとするものにして右は十一月十九日附監鐵第六二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

長野 縣

松本電氣 軌道線路及工事方法變更の件

松本電氣申請に係る標記の件は軌道引込線用地として松本驛構内鐵道用地を借用中の處今般同驛改築工事に伴ひ返地の必要を生じたるに付同引込線及停留場を撤去し松本市大字筑摩に停留場及待避線を新設せんとするものにして右は十月三十日附監第二

二一九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。
慶 島 縣

藝南電軌 電動客車一部改造認可申請の件

藝南電軌申請に係る標記の件は〇〇工廠工員輸送の爲座席を撤去し車内窓兩側に握棒を設け朝夕の混雑を緩和せんとするものにして右は十月三十日附監第二二〇四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

和歌山縣

和歌山電氣 電氣工事方法變更認可申請の件

和歌山電氣軌道申請に係る標記の件は時局下乗客の増加に伴ひ之が対策として増車運轉致居候處現在の整流器豫備四八〇「キロワット」にては完全なる輸送を確保し難き爲新に五〇〇「キロワット」鐵槽型水銀整流器一臺を増設せんとするものにて右は十一月十九日附監鐵第六一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

香 川 縣

高松電氣 工事法書中記載事項變更認可追申の件

高松電氣軌道申請に係る標記の件は高松下水溝改良工事並に市道幅員擴張工事に伴ひ松生川を暗渠となしたるに起因し該箇所保安保支繼乙及踏切工事を施行せるも手續不履行の處昭和十五年六月軌道監査の結果通牒に依り同年十月三十一日申請書提出其の後再三照會に接したるも工事は既に竣功せるものに付前申請書通認

可を受けんとするものにして右は十月三十日附監第二二二一號を以て内務鐵道兩大臣より認可す。

鹿兒島縣

鹿兒島市 軌道工事方法變更の件

鹿兒島市申請に係る標記の件は市勢の發展と事變の影響とに依り其の乗客数は激増し輸送難の爲鹿兒島市内谷山線單線區間の一部を複線化し市民の利便をはからんとするものにして右は十月三十日附監第二二二〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

香 川 縣

讚岐電氣 高松琴平電氣 軌道事業譲渡の件

讚岐電氣株式會社外二會社申請に係る標記の件は東讚地區に於ける交通事業一元化のため讚岐電氣株式會社及高松電氣軌道株式會社の軌道事業の全部を高松琴平電氣鐵道株式會社發起人總代大西虎之介に譲渡せんとするものにして右は十月二十五日附監第二〇〇五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

高知縣

土佐交通 工事方法變更の件

土佐交通株式會社申請に係る標記の件は高知市高須地内に於ける府縣道鋪裝工事に伴ひ軌道敷設の一部を瀝青乳劑鋪裝に變更せんとするものにして右は十月二十二日附監第二〇二二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。